

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例案」

に関する意見書

熊本県理学療法士協会

事務局

熊本総合医療リハビリテーション学院内

〒861-8045 熊本市小山2丁目25-35

TEL/FAX 096-389-6463

日ごろより熊本県理学療法士協会の活動にご理解、ご協力賜り誠にありがとうございます。今回、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例案」に対する意見をまとめました。当協会からは、リハビリテーション的な観点から、いくつかの提言をいたします。よろしくご検討いただきますようお願い致します。

○ 「総則関係」 に関して

(2) 定義

①「**障害者の定義**」に関し、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害」と記載してありますが、「発達障害、高次脳機能障害」もあわせて列挙していただきたい。この二つの障害は外見上はあまり認識が困難なものの、就学、就労においては大きな障壁となることが多いので、広く県民に認識していただくためにも是非定義の中に明示していただきますようお願いいたします。

②「**社会的障壁の定義**」に関し、「障害のあるものにとって」の文言は「すべての人にとって」に変更しては如何でしょうか。この条例の目的が障害者に対する差別、暮らしにくさの解消にあることは承知しておりますが、障害がなくても、高齢で体力の落ちた人や乳母車を押す人、または居住地や人種、宗教や信条により差別や暮らしにくさを感じる人もおられると思います。これらの人に対する障壁も社会で解消すべきものとして認識するために、文言の変更を御検討いただければと思います。

以下は、本条例がうたっている基本的な概念を実現するために、是非熊本県に取り組んでいただきたい具体的活動について提言させていただきます。なお、すでに実施されているような事項がございましたら御容赦ください。

○ 「権利擁護の取り組み」 に関して

・教育関係

就学に際して保護者の意見を尊重する姿勢が示されていますが、障害のある児童・生徒

が地元の普通学級への就学を希望した場合、在籍するクラスには担任を複数配置する措置を講じるようにしていただきたいと思います。二人目の担任は障害のある子供専任ではなく、クラス全体を担当することにします。そうする事でクラス全体に細かい目配りができるようになり、クラス全員にメリットが生じることが考えられます。市町村においてその費用の負担が困難な場合は、県から半額ほど補助が出るような制度ができないものか検討していただければと思います。

・ 就労関係

障害者雇用促進法等で企業に障害者の雇用を促す制度はあるものの、現在の社会情勢を顧みても、障害者の一般就労は極めて困難な状況にあるといえます。多くの障害者は就労支援施設等での就労に頼らざるを得ない状況があるにもかかわらず、就労支援施設の多くはわずかな仕事を請け負って何とか経営しているところが大半だと思われます。

就労支援施設に対し、県が率先して仕事を発注し（例えば急を要しない印刷物や県の施設の清掃作業など）、就労支援施設の仕事の量を増やす試みをおこなってみてはどうでしょうか。それにより就労支援施設の経営が安定することが、多くの障害者の就労につながると考えます。

・ 緊急時の処遇

このたびの東日本大震災では、障害者や認知症を有する人の避難に関して多くの課題が露呈しました。県下においても、現在、地域ケア計画の策定等で、地域の障害者や独居者、避難時に支援が必要な方の把握が進められると共に、避難先として利用できる社会資源の確認等が進められていると思います。

災害には台風等のように被害があることがあらかじめある程度予測できるものと、このたびの地震のように突発的に起こるもの、加えて、被害のある地域が限定的な場合と極めて広域に被害が及ぶものがあり、それぞれ対応が違ってくると思われます。

地域においては人工呼吸器や痰の吸引装置など、停電等が人命に直結するような方の所在の把握と緊急時の連絡先及び緊急避難先等について、県レベルでは被害が広域に及ぶ場合の市町村の枠を超えた連携の方法について等のマニュアルの作成をおこない、緊急災害時に障害者が不利益を受けない体制作りにも万全を期す必要があると思います。

このたびの大震災ではリハビリテーションの施設・設備が緊急時の避難場所として使用されたケースが多かったと聞いています。当協会でも、緊急避難が可能な施設の調査等では何らかの形で協力ができると思います。また、避難場所での二次的な合併症（いわゆる廃用症候群）の予防等でもお役に立つことが出来ると思いますので、必要な場合は連絡ください。

○ 「相談体制」に関して

これは情報の提供・発信にも係る事なのですが、相談や情報発信の窓口を一本化し、広く広報することにより、誰にも分かりやすく速やかな対応ができる体制を是非検討いただきたいと、お願いいたします。ホームページ等でも、ここにアクセスすれば情報ももらえるし相談の窓口にもなるといった、分かりやすい窓口を設置して下さい。

○ 「意識啓発等の推進」に関して

将来的にこの条例の目的を達成するに当たり、とても重要な事項であると思います。しかし、具体的な方法に関しては何ら記載がありません。

次代を担う子供たちに対し、積極的な啓発をおこなうための具体的な方法について、提案いたします。

・ **小・中学校における障害者に対する理解と関心を深める教育の推進について**

小学校、中学校の授業の中に、地域の養護学校や障害者施設との交流、または障害者体験や車椅子体験等のカリキュラムを盛り込むことを必須とし、小さいころから障害者に対する理解と関心をはぐくむ教育に取り組むことを提案します。これにより、クラスの中に障害のある子供がいても受け入れが容易になると共に、体験を通じて人権の尊重と他人に対する思いやりの心、また、個性の重要性を学ぶことができると思います。

当協会でも、障害者体験や車椅子体験等に関しては、所属する施設を通じての道具の貸与や人員の派遣等で協力できることがあると思います。是非、ご活用ください。

・ **地域包括支援センターの活用と理学療法士の配置**

熊本県は認知症サポーターの育成では全国トップの成績を取っていますが、それには地域包括支援センターが大きな働きをしました。障害者の理解推進にも、この機関の力をフルに活用し、上記の小・中学校を含めた地域における障害者に対する理解と関心を深める活動がなされるべきだと思います。そのためには、地域包括支援センターに理学療法士などの人員の配置を推進し、教育活動や啓発活動を活性化させることを提案いたします。地域包括支援センターに理学療法士等を配属することにより、障害者体験や車椅子体験の講師はもとより、健康増進や介護予防のための機能訓練事業の展開、地域における介護方法の講習会の開催や相談業務、福祉用具の活用のためのアドバイス、住宅改造の相談・アドバイスなどにも大きな役割を果たせるものと確信しております。是非御検討ください。

以上、意見申し上げます。